

3. 尻別川減災対策協議会について

尻別川減災対策協議会の経緯と背景について

背景

平成27年9月関東・東北豪雨の大洪水を踏まえ、平成27年12月に社会資本整備審議会から国土交通大臣に対し、～社会意識改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ が、答申

★減災対策委員会の発足

平成28年6月17日 第1回 尻別川水防連絡協議会 減災対策委員会

- ・ 減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、「減災対策委員会」を既存の「水防連絡協議会」に設置
- ・ 水防連絡協議会規約の改定、減災対策委員会設置要領の策定

平成28年8月2日 第2回 尻別川水防連絡協議会 減災対策委員会

- ・ 国管理区間における現状の水害リスクや取組状況の共有
- ・ 国管理区間における概ね5年以内で実施する「減災に関する取組方針」の策定

★減災に関する取組方針策定

平成29年6月27日 第3回 尻別川減災対策協議会

- ・ 平成28年度取組方針（国管理区間）の実施状況確認（フォローアップ）
- ・ 水防法第15条の9及び10に基づき、北海道管理区間を含めた法定協議会として改組（設置趣旨改定、規約・構成員の改定、名称変更）
- ・ 北海道管理区間における現状の水害リスクや取組状況の共有

平成29年6月に「大規模氾濫減災対策協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が施行され、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる「減災対策協議会」を組織することが義務化

★道管理区間を新たに加えた 法定協議会へ改組

平成30年2月28日 第4回 尻別川減災対策協議会

- ・ 北海道管理区間における課題整理、現状の取組状況確認
- ・ 国管理区間+北海道管理区間を対象とし、「減災に関する取組方針」を改定

★道管理区間を含めた 取組方針へ改定

第5回以降の尻別川減災対策協議会

- ・ 毎年6月頃（出水期前）に協議会を開催し、取組事項の実施状況についてフォローアップを実施
- ・ 必要に応じて、「減災に関する取組方針」を見直し

※幹事会は必要に応じて適宜開催

（今回）

第5回 尻別川減災対策協議会
平成30年6月27日（水）

尻別川 減災対策協議会 設置趣旨

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされており、平成 29 年 6 月 19 日には「大規模氾濫減災協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が施行されました。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、流域自治体等からなる「尻別川減災対策協議会」を水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものです。なお、これにより事業が引き継がれる「尻別川水防連絡協議会」は発展的解消とします。

(平成 29 年 6 月 水防法改正に伴い、修文)

尻別川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「尻別川減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、尻別川流域の国管理区間及び北海道管理区間における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、蘭越町等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。

(減災対策協議会の構成)

第3条 減災対策協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 減災対策協議会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。

3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。

4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

(減災対策協議会の実施事項)

第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報についても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。

4 毎年、減災対策協議会等を開催して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(幹事会の構成)

第5条 減災対策協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は北海道開発局倶知安開発事務所長とする。

- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

（会議の公開）

第6条 減災対策協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第7条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 減災対策協議会及び幹事会の事務局は、小樽開発建設部工務課、倶知安開発事務所河川課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課、小樽建設管理部維持管理課、地域調整課、治水課におく。

- 2 減災対策協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年6月17日から施行する。
本規約は、平成29年6月27日に一部改定する。
本規約は、平成30年2月28日に一部改定する。

別表

組 織 別	構 成 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災対策官 工務課長
後志総合振興局 小樽建設管理部	局 長	地域政策課主幹（地域行政） 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
蘭 越 町	町 長	総務課長
二 七 コ 町	町 長	総務課参事
真 狩 村	村 長	総務企画課長
留 寿 都 村	村 長	企画観光課長
喜 茂 別 町	町 長	総務課企画室長
京 極 町	町 長	総務課長
倶 知 安 町	町 長	総務課参事兼危機管理室長
北海道旅客鉄道（株）	札幌構造物検査センター所長	工事課防災技術グループ長
北海道電力（株）	倶知安水力センター所長	倶知安水力センター土木課長
札幌管区气象台	台 長	気象防災部防災調査課長 気象防災部予報課長
北海道警察本部	警備部長	警 備 課 長
倶知安警察署	署 長	警 備 課 長
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊 隊 長	北部方面対舟艇対戦車隊 射 撃 幹 部
羊蹄山ろく消防組合	消 防 長	消 防 課 長